

福岡県公報

平成29年3月7日
第3873号

目次

告示

- 都市計画事業の事業計画の変更の認可
- 漁業共済の加入区の設定の一部変更
- 道路の区域の変更
- 道路の供用の開始
- 道路の区域の変更
- 道路の供用の開始
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出
- 開発行為に関する工事の完了
- 開發行為に関する工事の完了
- 開發行為に関する工事の完了
- 開發行為に関する工事の完了
- 開發行為に関する工事の完了
- 土地改良区の役員の就任及び退任
- 特定危険薬物の指定の失効
- 大規模小売店舗の新設の届出
- 開發行為に関する工事の完了
- 福岡県行政手続条例に基づく意見公募

- (第146号 - 第151号)
- (下水道課) 1
- (水道振興課) 1
- (道路維持課) 2
- (道路維持課) 2
- (道路維持課) 2
- (道路維持課) 2
- (都市計画課) 3
- (都市計画課) 3
- (都市計画課) 3
- (都市計画課) 3
- (都市計画課) 4
- (都市計画課) 4
- (農村森林整備課) 4
- (業務課) 4
- (中小企業振興課) 5
- (都市計画課) 6
- (警察本部運転免許試験課) 6

公示

福岡県告示第146号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成24年1月25日
福岡県告示第98号福岡都市計画下水道事業春日公共下水道の事業計画の変更を認可した
ので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する
。

平成29年3月7日

福岡県知事 小川洋

平成29年3月7日

福岡県知事 小川洋

施行者の名称

春日市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
福岡広域都市計画下水道事業春日公共下水道
- 3 事業施行期間
平成49年2月23日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 収用の部分

平成24年1月25日福岡県告示第98号の事業地中、次の地内において変更する。
春日市大字上白水の一部及び大字下白水の一部

- (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第147号

漁業共済の加入区の設定（平成27年3月福岡県告示第191号）の一部を次のように変更
したので、漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第9条第7項において準用す
る同令第7条第3項の規定により公示する。

平成29年3月7日

福岡県知事 小川洋

表中

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)	住所
八女 女 県道	水 田 線	水 田 線	前	筑後市大字水田422番先から筑後市大字古島372番1先まで	11.2 ~ 31.5	730.0	糸島市篠原東二丁目12番8号
			後	筑後市大字水田422番先から筑後市大字古島372番1先まで	11.2 ~ 18.0	730.0	糸島市篠原東三丁目1番34号
							糸島市前原南二丁目6番14号
							糸島市前原南一丁目13番12号
							糸島市篠原東三丁目10番25号
							糸島市浦志三丁目11番22号

福岡県告示第151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年3月15日から開始する。
その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の総覧に供する。

平成29年3月7日

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女 女 県道	水 田 線	筑後市大字水田430番2先から筑後市大字水田372番1先まで

公 告

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、糸島市前原東土地区画整理組合から権利者の氏名及び住所の届出があつたので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成29年3月7日

福岡県知事 小川洋

就任した理事

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年3月7日

福岡県知事 小川洋

1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡宇美町樟子岳南五丁目2354番28及び2354番101
2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
京都府京都市山科区西野山射庭ノ上町307-7
川西紙業株式会社
代表取締役 川西 昌生

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年3月7日

福岡県知事 小川洋

1 開発区域に含まれる地域の名称
大牟田市大字草木字中尾469番1、469番5から469番13まで及びこれらの区域内の水路である市有地の一部

公告

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第16条第1項の規定により特定危険薬物の指定が次のとおり効力を失つたので、公告する。

平成29年3月7日

1 失効する特定危険薬物の名称

- (1) 化学名 2-（2-フルオロフェニル）-3-メチルモルフォリン及びその塩類
- (2) 化学名 N-（1-アダマンチル）-1-[（テトラヒドロ-2H-ビラン-4-イル）メチル]-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
- (3) 化学名 N-（2-アダマンチル）-1-[（テトラヒドロ-2H-ビラン-4-イル）メチル]-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類

2 失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第12号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する大臣指定薬物に指定されるに至つたため。

3 失効年月日

平成29年3月6日

4 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成29年3月7日

福岡県知事 小川洋

平成29年2月22日

大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 ケーズデンキ古賀店

(2) 所在地 古賀市舞の里三丁目14-12、14-1の一部

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社九州ケーズデンキ	氏名又は名称	住 所
	代表取締役 坂下 陽一	茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社九州ケーズデンキ	氏名又は名称	住 所
	代表取締役 坂下 陽一	茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成29年10月23日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,285平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収 容 台 数 (台)
建物敷地内平面	139
合計	139
(2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物裏側	241

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

<p>9 中山道 83号線</p> <p>(3) 荷さばき施設の位置及び面積</p> <table border="1"> <tr> <td>建物北側</td> <td>荷さばき施設の位置</td> <td>面積 (平方メートル)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>189</td> <td>189</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>189</td> </tr> </table> <p>(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量</p> <table border="1"> <tr> <td>建築物等の保管施設の位置</td> <td>容量 (立方メートル)</td> </tr> <tr> <td>建物北側</td> <td>43.945</td> </tr> <tr> <td>建物北側</td> <td>20.445</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>64.390</td> </tr> </table>	建物北側	荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)		189	189	合計		189	建築物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)	建物北側	43.945	建物北側	20.445	合計	64.390	<p>2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 福岡県知事 小川 洋</p> <p>公安委員会</p>
建物北側	荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)																
	189	189																
合計		189																
建築物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)																	
建物北側	43.945																	
建物北側	20.445																	
合計	64.390																	
<p>7 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻</p> <p>(1) 大規模小売店舗における小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻</p> <table border="1"> <tr> <td>開店時刻</td> <td>閉店時刻</td> </tr> <tr> <td>午前 9時 00 分</td> <td>午後 9時 00 分</td> </tr> </table> <p>(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 8時30分～午後 9時30分</p> <p>(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置</p> <table border="1"> <tr> <td>出入口の数</td> <td>位</td> <td>置</td> </tr> <tr> <td>2箇所</td> <td>建物敷地西側及び南側</td> <td></td> </tr> </table> <p>(4) 荷さばき施設において荷さばきを行なうことができる時間帯 午前 9時00分～午後 5時00分</p>	開店時刻	閉店時刻	午前 9時 00 分	午後 9時 00 分	出入口の数	位	置	2箇所	建物敷地西側及び南側		<p>福岡県警察本部告示第16号 福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）。以下「行手条例」という。）第37条第1項の規定に基づき、高齢運転者対策の推進及び貨物自動車対策の推進等に係る審査基準等（案）について、次のとおり意見を募集する。</p> <p>平成29年3月7日</p> <p>福岡県警察本部長 樹下 尚</p> <p>1 意見を募集する審査基準等（案）</p> <p>(1) 審査基準 ア 指定自動車教習所の指定（道路交通法（以下「法」という。）第99条第1項関係）の基準（案） イ 免許証の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）（法第101条第5項関係）の基準（案） ウ 運転免許取得者教育の認定（法第108条の32の2第1項関係）の基準（案） エ 届出自動車教習所が行なう教習の課程の指定（大型自動車免許、中型自動車免許、準大型自動車免許及び普通自動車免許に係るものに限る。）（道路交通法施行令（以下「令」という。）第33条の6第1項第1号ハ関係）の基準（案） オ 届出自動車教習所が行なう教習の課程の指定（大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許に係るものに限る。）（令第33条の6第2項第1号ハ関係）の基準（案） カ 届出自動車教習所が行なう教習の課程の指定（大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係るものに限る。）（令第33条の6第4項第1号ハ関係）の基準（案） (2) 処分基準</p>							
開店時刻	閉店時刻																	
午前 9時 00 分	午後 9時 00 分																	
出入口の数	位	置																
2箇所	建物敷地西側及び南側																	
<p>8 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。</p> <p>平成29年3月7日</p> <p>福岡県知事 小川 洋</p> <p>1 開発区域に含まれる地域の名称 (二期) 嘉麻市山野1733番6、1833番3及び1833番4</p>	<p>9 中山道 83号線</p> <p>田口 62号地</p>																	

ア 運転免許付与後の運転免許の条件の付加及び変更（法第91条関係）の基準（案）

イ 運転免許取得者教育の認定の取消し（法108条の32の2第5項関係）の基準（案）

2 意見募集期間

平成29年2月24日から同年3月3日まで

3 30日を下回る意見提出期間を定めた理由

上記1の審査基準等の改定（案）は、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）の一部の施行等に伴い、平成29年3月12日にこれを施行（以下「施行日」という。）するものであるが、平成29年2月17日に警察庁からモデル審査基準等が示され、施行日までに30日以上の意見提出期間を定めることができることから、
行手条例第38条第1項の規定に基づき、30日を下回る意見提出期間を定めて意見公募手続を実施するものである。

4 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp>）に掲載するほか、福岡県警本部交通部運転免許試験課に備え置く。